

上下水道事業告示第5号

下水道事業受益者分担金の賦課区域について

下水道事業受益者分担金の賦課区域を次のとおり定めたので、見附市下水道事業受益者分担金に関する条例(平成25年見附市条例第20号)第5条の規定により、公告する。

令和5年2月9日

見附市長 稲田 亮

1 賦課対象区域

石地町甲 558 番 1

石地町甲 558 番 3